

携帯電話のショートメッセージサービスを用いて未納料金を支払わせようとする
「ヤフー株式会社」をかたる架空請求にご注意！—消費者庁—

消費者庁は、平成 29 年 1 月以降、「ヤフー株式会社」をかたり未納料金の名目で架空請求を行う事業者について注意を呼びかけていますのでお知らせします。

※同名または類似名の事業者と間違えないようご注意ください

勧誘の手口

1. ヤフー株式会社をかたる事業者（以下：偽ヤフー）は、「未納料金を滞納しております。ご連絡なき場合は法的手続きに移ります。ヤフー〇〇。」などと記載したSMS（ショートメッセージサービス）を消費者のスマホや携帯電話に送信する。
2. 偽ヤフーは、SMSを見て心配になって電話をしてきた消費者に対し、「お客様はヤフーサービスの料金を滞納している」などとウソの説明をし、「支払方法は、コンビニでギフトカードを購入し、ギフト番号を教えて」と指示する。
3. 消費者が指示に従うと、偽ヤフーは、「ほかにも未納料金がある」とウソを言ってさらに支払いを求める。



アドバイス

- 実在する企業をかたり、SMSなどで未納料金を請求する「架空請求」が全国的に多発しています。
- 「ヤフー」「ヤフーサポートセンター」「ヤフージャパン」「ヤフーカスタマーセンター」などからSMSが届いたときは注意をしましょう。
- 実在する「ヤフー株式会社」では、SMSで未納料金を請求することはありません。このようなSMSが届いたときは詐欺を疑い、連絡せずに無視をしましょう。
- 心配な時は、消費生活センター、名寄警察署 ☎2-0110（24時間対応）に相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/01654-2-3575

◆相談時間9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始の休み 12/30～1/8

